

埼玉県報

第 2 6 1 7 号 平 成 2 6 年 8 月 5 日 火 曜 日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(共助社会づくり課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(共助社会づくり課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(共助社会づくり課)
- 小島土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路環境課)
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路環境課)
- 建築士の処分(戒告)(建築安全課)
- 建築士事務所の処分(戒告)(建築安全課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)

埼玉県告示第千百八号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す により、

法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の により縦覧に供する。 申請書を受理 変更の日 におい した日から二月間、 の属する事業年度 て備え置く方

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年七月二十五日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人原町ケアクラブ

三 代表者の氏名

安藤 美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市原町三番三十四号

五 定款に記載された目的

的とする。 スを地域の け合い制度」で、 この法人は、 人で行うことにより、 地域の高齢者や手助けを必要とする方に、 安心して暮らせる楽しい地域を作ることと、 地域における「 みまもり」に寄与することを目 地域の人々による「 介護 の 訪問サー ビ 助

埼玉県告示第千百九号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す ょ ij

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター /www.saitamaken-npo.net/)) び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 当該申請 に係る変更後の定款並 により縦覧に供する。 びに当該定款 申請書 の 『を受理』 変更の におい した日 日 の属 て備え置く方 から二月間、 す る事業年度

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年七月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前)特定非営利活動法人日本ドッ グボランティ ア 協 会

(変更後)特定非営利活動法人日本セラピードッグ協会

三 代表者の氏名

小林 二雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市南五丁目一番六十号

五 定款に記載された目的

(変更前)この法人は、 ワンワンパトロー ル隊結成希望者に対し、 援助とアド

バイスを行い、地域の防犯に寄与することを目的とする。

また動物を使った社会奉仕活動の教育を行い、 変更後) 動物を使った社会奉仕活動を行い、 奉仕活動者の育成に努める。 奉仕活動者の育成に努める。

埼玉県告示第千百十号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す ょ ij

aitamaken-npo.net/**)) により縦覧に供する。** にインターネットを利用する方法 (埼玉県N 活部共助社会づ なお、 当該申 請 くり課及び埼玉県県央地域振興セ に係る変更後の定款を、 申請書を受理した日から二月間、 PO情報ステー ンター に お ション (http://www.s いて備え置く方法並び 県民生

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年七月二十五日

一 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ホームベース

三 代表者の氏名

三守 喜浩

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町栄四丁目百四番地一(栄ハイツC二〇二)

五 定款に記載された目的

事 を提供し、 ント事業等を行い、 を目的としています。 (変更前)この法人は、 誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造する事で福祉の増進に寄与する 製造及び販売する事によって「ふれあいと健やか 障害者による、 障害者施設 での菓子製造、 配食、 な食生活」 イベ

す。 かに暮らせる地域社会を創造する事で福祉の増進に寄与する事を目的としていま 変更後)この法人は、 障害者施設として、 誰もが同じ様に毎日を過ごし、

埼玉県告示第千百十一号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧 活部共助社会づくり課にお に供する。 なお、 当該申請に係る変更後の定款を、 ١١ て備え置く方法及び 申請書を受理し インター ネッ た日から二月間、 トを利用する方法(県民生

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際サー バ ント IJ ダ シッ プ協会

三 代表者の氏名

進藤融

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡神川町植竹六百九十五番地五

五 定款に記載された目的

企業人とに対し、 彼らをして希望の持てる明日の日本社会の一翼に寄与することを目的とする。 い、将来の日本人としてあるいはまた、 この法人は、 就労目的で来日する在日外国人とその子弟、 っ サ ー バント・リーダー 国際人として成功することの後押しをし、 シップの精神」 に資する各種事業を行 並びに、 迎え入れる

埼玉県告示第千百十二号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す 語書が提 ょ ij

月間、 ttp://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 置く方法並びにインターネッ な 県民生活部共助社会づ 当該申請 に係る変更後の定款及び役員名簿を、 **|** くり課及び埼玉県利根地域 を利用する方法(埼玉県NP 振興センター 申請書を受理 〇情報ステー に し おい た日 ション(h て備え Iから

平成二十六年八月五日

埼玉県知事。 上田 清、司

申請のあった年月日

平成二十六年七月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県キャンプ協会

三 代表者の氏名

金子和正

四 主たる事務所の所在地

変更前)埼玉県さいたま市桜区大久保五百十九番地一埼玉県浦和・ 大久保合同庁

舎一号館五〇三号室

(変更後) 埼玉県加須市大字水深字大立野二千番地平成国 際大学高野研 究室

五 定款に記載された目的

然環境 5 とを目的とする。 本法人は、 との調 豊かな生活ができるように 和 人間と自然環境が良好な関係を保ちなが 健康な生活、 心のつながりを持った人間関係を育成していくこ するため、 キャ ンプを含む野外活 5 すべ τ の 動 を通し がよ IJ で自 人間

埼玉県告示第千百十三号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す ょ ij

月間、 ttp://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 置く方法並びにインターネッ なお、 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センター 当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、 **|** を利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 申請書を受理 に し おい た日から二 ション(h て備え

平成二十六年八月五日

埼玉県知事。 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十八日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ACフツーロ

三 代表者の氏名

中田則文

四 主たる事務所の所在地

(変更前 埼玉県さいたま市緑区大門二千八百六十 八番地三十七大門接骨院内

(変更後) 埼玉県川口市芝新町十五番十二松川マ ンショ 階

五 定款に記載された目的

ح ا ッカー をとお 事業を行い、 この法人は、 て の青少年の健全育成、 誇りある地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。 しての青少年のスポ 地域の住民に対し サッカー τ̈́ ツの正しい理解と実践、 に関 地域スポー するプログラムの ツ活動 (サッ 企画・ 世界に通じる国際人 カ I 支援に関する の普及、 サ

埼玉県告示第千百十四号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を平成二十六年七月三十日認可した。

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

小島土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

埼玉県告示第千百十五号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、 測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

戸田市

二 作業種類

報レベル一〇〇〇〇、 情報レベルニ五〇〇、 公共測量 (デジタル撮影 数值修正 M M S 測量 地上画素寸法十二センチメー 地図情報レベル二五〇〇、 地図情報レベル 五〇〇) トル、 地図編集 座標補正 地図情 地 図

三 作業地域

戸田市全域

四 作業期間

平成二十六年七月二十四日から平成二十七年三月二十六日まで

埼玉県告示第千百十六号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

松伏町

一作業種類

公共測量 (空中写真撮影、写真地図作成)

三 作業地域

松伏町全域

兀

作業期間

平成二十六年七月十五日から平成二十七年三月二十七日まで

埼玉県告示第千百十七号

項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

地弁まで		
	川口上尾線	県道
地先から		
埼玉県川口市並木一丁目一一七番一		
区間	路線名	道路の種類

埼玉県告示第千百十八号

項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上田 清司

県道	道路の種類
蕨 桜 町 線	路線名
埼玉県川口市芝五丁目六三五番一	区間
地 先 ま で ら	

埼玉県告示第千百十九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定による処分をした

ので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十六年七月三十一日

処分を受けた建築士の氏名、 建築士の別及び登録番号

小此木	氏		
木			
伸 之			
	名		
<u>_</u>	建		
級 建 築	築		
築士	士		
Т.	の		
	別		
埼玉県知事登録第一			
知 事 登	登		
録 第 一	録		
九〇三三	番		
号号	号		

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第一項に規定する管理建築士を置かなかった。

埼玉県告示第千百二十号

したので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定による処分を 平成二十六年八月五日

埼玉県知事 上 田 清

司

一 監督処分をした年月日

平成二十六年七月三十一日

人である場合にあっては、 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名(開設者が法 当該開設者の名称及びその代表者の氏名)、 事務所の

別並びに登録番号

	設計事務所	株式会社建築	上武観光開発	名称所
	四号	若泉三丁目六	玉県本庄市	在地
小此木伸之	代表取締役	株式会社	上武観光開発	開設者の氏名
		事務所	二級建築士	事務所の別
	四三四九号	登録(五)第	埼玉県知事	登録番号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十四条第一項に規定する管理建築士を置かなかった。

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年五月十九日

指令川建セ第二六〇〇二〇〇号

一検査済証番号

平成二十六年七月三十一日

川建セ第二六〇〇六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字西浦千二百九十六番四十六、 千二百九十六番五

十九、千二百九十六番六十、千二百九十六番六十一、

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市富士見町十五番地一

千代田ホーム株式会社 代表取締役 中川 光男

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十八号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十六年七月二十四日

指令越建セ第二五〇〇七二一号

一検査済証番号

平成二十六年七月三十一日

越建セ第一九七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

従前地 埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百三十四番、 五百三十六番二、五百三

十七番二

地 宮代 町 道仏 土地区 画 整理事業五十四街区五 画 地、 六 画 地、 七 地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百四番地

深井 真由美